

消費生活だより号外

平成30年7月
発行：東大和市 市民部 地域振興課

公的な機関をかたる架空請求はがきにご注意ください！！

相談事例

「総合消費料金に関する訴訟最終通告」というはがきが届いた。訴訟や差押えなど書いてあり、怖くなってはがきに書いてあった電話番号に連絡したところ、「あなたは買った物の代金を支払っていないため企業から訴えられている。弁護士に確認したが取り下げが間に合わないの、示談金として10万円をコンビニで支払うように」と言われた。全く身に覚えがないのに支払わなければならないのか。



事例の概要

差出人は、『法務省管轄支局 国民訴訟通達センター』、『法務省管轄支局民事訴訟管理センター』などと装い、「未納料金の訴訟最終告知」などと書かれたはがきが自宅に届き、文面に「訴訟を起こす」「差押え」などと法律用語を使って不安をあり、はがきに記載のある連絡先に電話をかけさせようとするものです。連絡をするとお金を要求されたり、電話番号などの個人情報を知られてしまったりするケースがあります。

アドバイス



- ① 『法務省管轄支局』と称する事業者の実体はなく、国の行政機関である「法務省」も一切関係はありません。
- ② 正式な裁判手続きの通知がはがきで来ることはありません。
※訴状は、「特別送達」と記載された裁判所の名前入りの封筒で直接渡すことが原則となっています。
- ③ 身に覚えのない訴訟案件に関するはがきが届いても、はがきに記載された電話番号には絶対に電話しないでください。

はがきがきてもあわてないで！
落ちついて！

少しでも不審に感じたり、不安なときは、東大和市消費生活センターや警察等にお電話ください。

架空請求はがきの例

消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ
訴訟管理番号 (あ) 259

この度、貴方のご利用されておりました契約会社、もしくは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事を改めてご通知いたしますとともに、訴訟取り下げ期日を経て裁判を開始させていただきます。また、このままご連絡なき場合は、原告側の主張が全面的に受理されまして裁判所の許可を受けて執行官立会いのもと、現貯金や有価証券及び動産や不動産物の差押えを強制的に執行させていただきます。尚、訴訟取り下げなどのご相談につきましては当局にて承っておりますので、下記までお問い合わせください。この度は、民事訴訟に関するご連絡となりまして、個人情報の保護や守秘義務などがございますので、ご本人様からご連絡頂きます様、願いたします。

訴訟取り下げ最終期日 平成□年□月□日

取り下げ等のお問合わせ相談窓口

03-0000-0000

受付営業時間 (日・祝日は除く)

平日 9:00~20:00 / 土曜日 11:00~17:00

法務省管轄支局 国民訴訟お客様管理センター

〒100-8977 東京都千代田区霞が関〇丁目〇番〇号